

児童福祉法の改正について

1. 児童福祉法等の一部を改正する法律

保育人材の確保等に関する体制の整備および虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）」が令和7年10月1日に施行された。

2. 改正概要

①保育士・保育所支援センターの法定化（都道府県）

②保育の体制の整備に係る特例の一般制度化

国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化

③虐待対応の強化

保育所等（※）の職員等による虐待に関する通報義務等を創設

（※）もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等を行う施設・事業

例：保育所、こども園、幼稚園、放課後児童健全育成事業、病児保育事業、児童館 等

3. 保育の体制の整備に係る特例の一般制度化

地域限定保育士制度とは…

地域における保育人材確保のため、平成27年度に国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、地域限定で保育士と同様に業務を行うことを可能とするために創設された制度

→ 特例措置である「地域限定保育士制度」を一般制度化し、特定の都道府県又は指定都市においてのみ保育士と同様に業務を行うことができる資格制度を創設

・都道府県等は「試験実施方法書」を内閣総理大臣に申請

・内閣総理大臣から認定を受けた都道府県等は、地域限定保育士試験を実施

※滋賀県は、認定を受けて令和8年度から地域限定保育士試験を実施予定。

4. 虐待対応の強化

こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられる環境を整備するため、保育所等の職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられた。

・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務

・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置

・都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見

・都道府県による虐待の状況等の公表

・国による調査研究

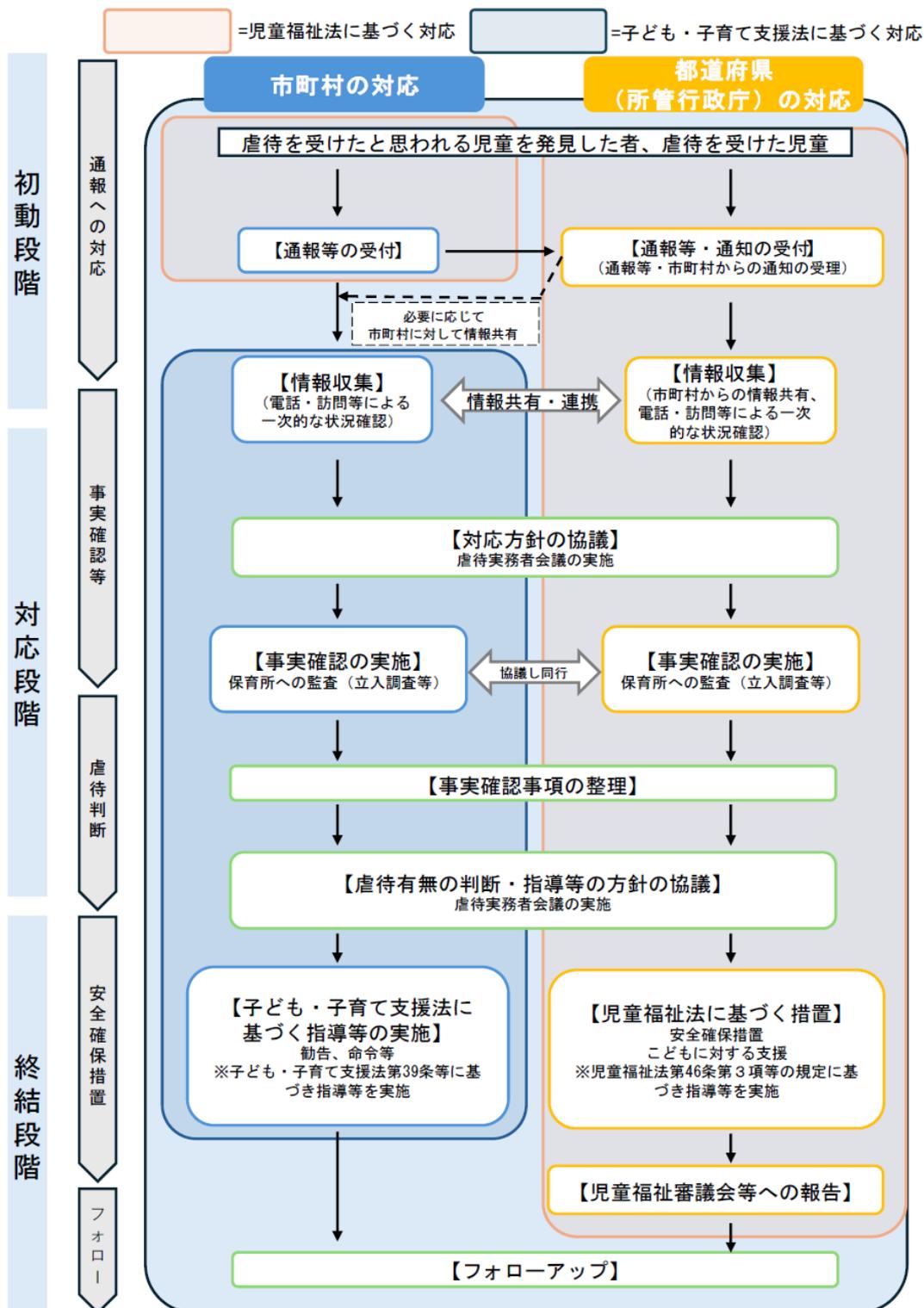
等

※施設内での虐待通報があった場合は、事業の種別によって「所管行政庁」（実際に対応する行政機関）が異なる。

○虐待対応の全体像（フロー）

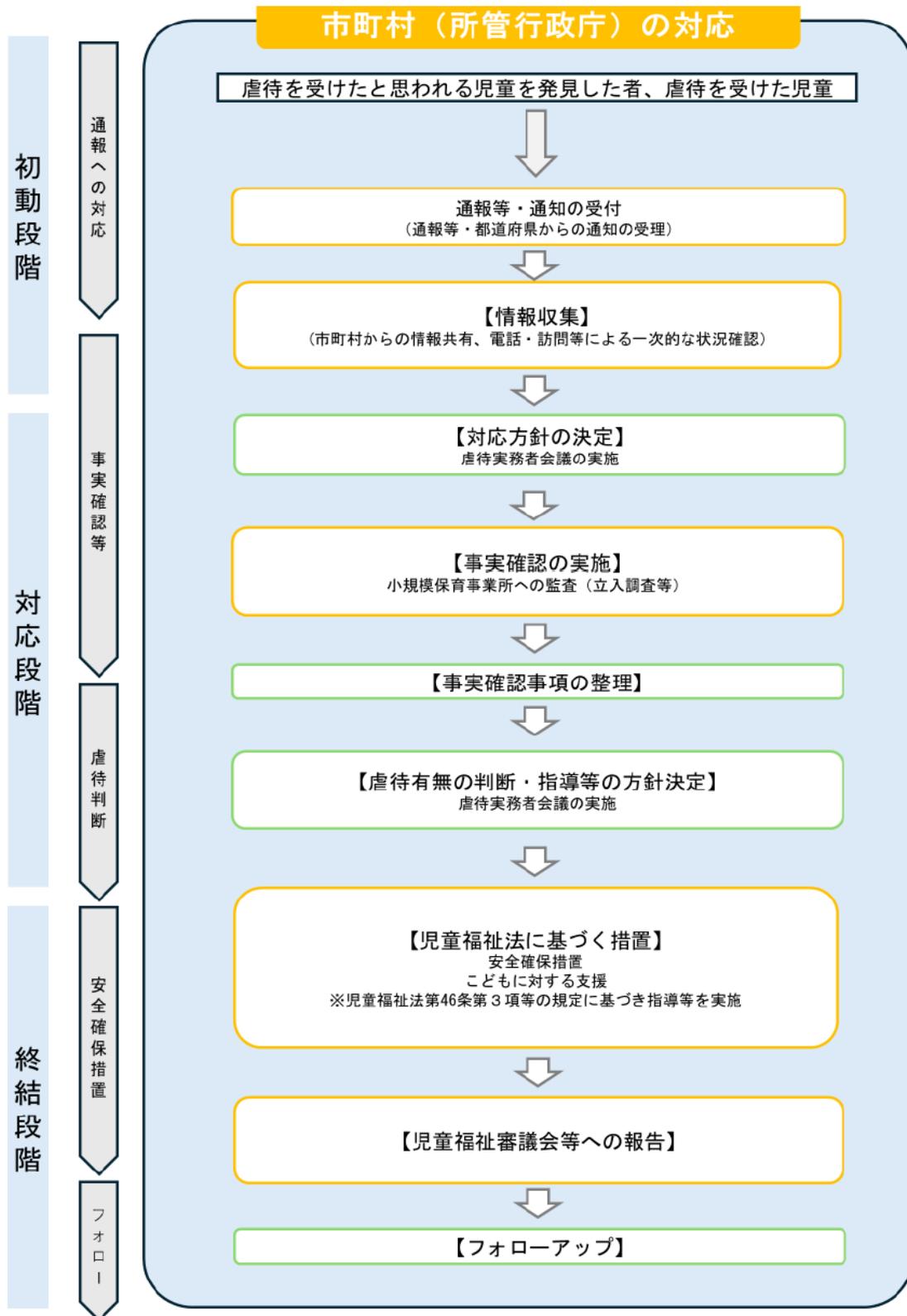
①保育所の場合

…都道府県が所管行政庁となるが、市町村も子ども・子育て支援法に基づく指導監査権限を有している場合。



②小規模保育事業の場合

…市町村が所管行政庁となる場合



※「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」より抜粋